

平成 2 7 年第 2 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第2回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成27年2月25日(水)午後1時00分から午後3時12分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 木村 和男	2番 邊見 勝寿	3番 高橋 建一
4番 三浦 淳子	5番 伊藤 恵子	6番 鈴木 幸博
7番 後藤 幸太郎	8番 遊佐 恭一	9番 伊藤 雄一
10番 菅原 都	11番 佐藤 清	12番 久道 雄悦
13番 柳田 政喜	14番 内藤 千鶴子	15番 菅原 勝一
16番 佐々木 裕一	17番 鈴木 龍一	18番 大崎 幸信
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用賃借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について
- 5 非農地証明願について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成27年2月事業報告について
2. 平成27年3月事業予定について
3. その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 笠原 良隆

事務次長 菊地 和 則

9 会議の概要

事務局

それでは、ただいまより平成27年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。よろしくお願いたします

会長

(挨拶内容省略)

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となりまして議事を整理するとございますので、会長よろしくお願申し上げます。

議長

それでは、これより第2回美里町農業委員会総会を開きます。

本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立をしております。

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により議長より2名を指名いたします。

15番菅原勝一委員、16番佐々木裕一委員のお二方にお願をいたします。

続きまして、次第の4番、報告事項に入ります。

報告事項1番、農家相談日について、2月5日に開催されました農家相談について担当の委員の方より報告をよろしくお願します。

菅原(都)委員

報告事項1について、報告を行った。

議長

ご苦労さまでございました。

それでは、続きまして、2番使用貸借権の合意解約による通知について、3番農地法第18条第6項の規定による通知について(貸借権の合意解約)、4番利用権設定の合意解約による通知について、2番、3番、4番一括で事務局より報告をいただきます。

事務局 報告事項 2、3、4 について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございます。
続きまして、報告事項の 5 番、非農地証明願について、事務局より報告願います。

事務局 報告事項 5 について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 2 月 13 日に保全委員会で現地調査を行っております。保全委員長より調査結果について報告をいただきます。

保全委員長 (菅原(勝)委員) 報告いたします。保全委員会は、今月も内藤委員、佐々木委員、そして私菅原と渡邊会長、大友職務代理、笠原事務局長、菊地次長、総勢 7 名により現地調査を行いました。
この非農地証明の件ですが、番号 3 については、福ヶ袋地域に位置しており、奥にある居宅への通路として、20 年以上経過していることから、現地確認を証明するように、事務局に指示いたしました。
以上、終わります。

議長 ありがとうございます。ご苦労さまでした。
以上で、報告事項 5 件でございましたが、不明な点があれば、再度説明をいたします。報告事項についての不明な点ございませんか。

(ありませんとの声あり)

議長 なければ、報告事項を終了し、次第の 5 番、議事に入りますがよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、議事に入ります。
第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、事務局より説明願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地法第3条第2項各号の照らし合わせにつきましては、お手元にご覧いただけます農地法第3条調書により、全ての農地で該当しませんが、なおかつお目通しのほどよろしく申し上げます。

以上、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についての説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、第1号議案について審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようでございますので、採決に入ってよろしいですか。

それでは、採決に入ります。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり許可といたします。

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、第2号議案の審議に入ります。

審議に入りますが、議案番号36番から86番のうち、最初に議案番号36番から48番までの13議案について審議をいたします。36番から48番までの議案につきまして、ご意見、ご質問を賜ります。ございませんか。2番邊見委員。

邊見委員 議案番号の41番なんですけれども、 さんのほうで所有するとい
うふうなことで、ここは さんところの畜舎とか建っていたところと
はまた別でしたか。

議長 事務局答弁願います。

事務局 邊見委員さんの質問にお答えします。
ここはかつては豚舎だったというふうにお聞きしておりました。

議長 18番大崎委員さん、もし補足の説明があればお願いをします。

大崎委員 今事務局からお話があった場所は、豚舎があったところですよ。

議長 2番邊見委員。

邊見委員 豚舎と、たしか噂によると、あそこに何かライスセンターみたいなのを建
てるという話は聞いていたんですけれども、そういうふうな場合、これは
基盤法で持ってきていますけれども、基盤法でいいんですか。農業用施設だ
とそういう風な形で持っていった方がいいのかどうか。

議長 事務局答弁願います。

事務局 それではただいまの質問にお答えします。
農業施設用地は、一応農地扱いになりますので、基盤法での申請が問題な
いという風に考えております。

議長 農業用施設は、基盤法で問題ないという風なことです。よろしいですか。
(「あともう一つ」の声あり) 2番邊見委員さん。

邊見委員 済みません、その さん、たしか農業者年金をもらっていると思う
んですけども、これも問題は別はないべか。何か都合とか不都合とか出ては
こないですか、 さんに。

議長 事務局、答弁。

事務局

今回の売買については、特に さんと さんで進んでいまして、農業者年金には影響しない。影響あったにしても、ここは売買するというふうなことで聞いておりましたので、特段問題はないというふうに考えております。

議長

そのほかございませんか。3番高橋委員。

高橋委員

今の場所なんですけれども、そうするとこれはパトロールでこの方の豚舎が片付かかっていないと思うんですけれども、それでパトロールしたときに通知とかいろいろなものをやってきていると思うんですけれども、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

ちょっと休憩します。

議長

再開をいたします。(1:59)

議長

そのほかご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、議案番号36番から48番までの13議案について採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号49番から86番の38議案について審議をいたしますが、会議規則13条により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

休憩をいたします。(2:00)

議長

再開をいたします。(2 : 0 1)

それでは、議案番号 4 8 番から 8 6 番について審議いたしますが、議案番号 5 7 番を除いた 3 7 議案について審議をいたします。質問、ご意見ございませんか。1 9 番大友委員。

大友委員

1 つだけ確認させてください。議案番号 8 1 ですけれども、先ほど報告事項で契約を合意解約でしょう。そして、所有権は農協ということなんですが、どういうことなんでしょうか。ちょっと説明をお願いします。

議長

事務局説明願います。

事務局

これは、普通の農協通しの案件でございます。所有者がいて、農協と契約します。そして、もう一方農協と担い手の部分が今回変わったということです。今まで さんが受けていたのを解約して、 さんという案件です。

ある程度農協の間で交わされる契約は有効なんですよ。今出し手と農協と契約していた物件でございます。

大友委員

ありがとうございました。わかりました。

議長

そのほかございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということなので、採決に入ります。

議案番号 4 8 番から 8 6 番の中で、議案番号 5 7 番を除いた 3 7 議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございます。賛成と認めます。

続きまして、議案番号 5 7 番について、審議をいたします。

会議規則 1 3 条により、1 5 番菅原勝一委員の退席を求めます。

休憩をいたします。(2 : 0 1)

議長

再開をいたします。(2:03)

議案番号57番について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということですので、採決に入ります。

議案番号57番について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。

休憩をいたします。(2:03)

議長

それでは、再開をいたします。(2:04)

以上で、第2号議案農地利用集積計画書審議についての51議案全て原案のとおり許可とし、当局に報告いたします。

続きまして、ここで1時間過ぎましたので、ここで休憩をしたいと思いません。

2時15分まで休憩します。(2:05)

議長

再開をいたします(2:15)

第3号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを上程をいたします。事務局より説明を求めます。

事務局

第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございます。

続きまして、第3号議案につきまして、保全委員会委員長より報告をいただきます。

保全委員長
(菅原(勝)委員)

報告いたします。3号議案農地法第4条の規定による許可申請の件ですが、番号1について、現地は青生地区の鳴瀬川左岸に位置している現地は畑であり、お寺の駐車場として使用するようである。農地部分については、第3種

農地であり、特に問題は見当たりません。許可相当と見てまいりました。皆さんご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。3号議案について、質問、ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。

第3号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め、宮城県知事に進達をいたします。

続きまして、第4号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを上程いたします。事務局より説明を求めます。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございました。

ちょっと休憩をいたします。(2:21)

議長

それでは、再開をいたします(2:26)

議案番号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明をいただきました。

続きまして、保全委員長より現地確認調査の結果について、報告いただきます。

保全委員長
(菅原(勝)委員)

報告します。第4号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号4について、現地の青生地区の住宅街の中にある農地であります。転用目的は太陽光ソーラーシステムの設置で、農地の状況は良好であり、隣接地との境界もはっきりしております。農地区分については第3

種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号5について、現地の北浦地区は、
にある農地であります。転用目的は太陽光ソーラーシステムの設置で、隣接地との境界もはっきりしております。農地区分について、都市計画区域の第1種住居区域であるため、第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号6について、現地は北浦地区の
にある農地であります。転用目的は、太陽光ソーラーシステムの設置で、隣接地との境界もはっきりしております。農地区分については、都市計画区域の第1種住居区域にあるため、第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号7については、現地は南小牛田地域の
にあり、涌谷町との境界に近いところであります。転用目的は、太陽光ソーラーシステムの設置で、隣接地との境界がはっきりしております。ここの農地区分については、周辺の住宅が多い市街化の傾向が著しいため、第2種農地であると思われ、隣接地は住宅、宅地であり、今後も市街化が見込まれることから、許可相当と見てまいりました。

皆様のご判断をお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、第4号議案について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

なしということよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

なしということですので、第4号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての採決をいたします。

第4号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、宮城県知事に進達をいたします。

以上で、議事の一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成27年2月25日

会 長 印

署名委員 15番 印

署名委員 16番 印